大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。 平成十九年八月十日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 (仮称)ひまわり二宮店・弐萬圓堂津山店 所在地 津山市二宮字中原北一九二二ーーほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 大和リース株式会社住所 大阪市中央区農人橋二丁目一一三六代表者の氏名 代表取締役 梶本 六夫
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社ププレひまわり 住所 広島県福山市西新涯町二丁目一〇----代表者の氏名 代表取締役 梶原 秀樹
 - (2) 名称 株式会社岡山アコール住所 岡山市大元一丁目一二一二四代表者の氏名 代表取締役 福王 進
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成二十年四月四日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千四百二十三平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 五十三台
 - (2) 駐輪場の収容台数 十七台
 - (3) 荷さばき施設の面積 四十五・○平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 八・九立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
 - ア A棟 午後十二時
 - イ B棟 午後十時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午前〇時三十分まで
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後十時まで
- 二 届出年月日 平成十九年八月三日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間 平成十九年八月十日から平成十九年十二月十日まで
 - 2 縦覧の場所岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商工観光課